

「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則第9条に関する細則  
(スプレッド広告関係)」の制定の件

2020年4月27日  
一般社団法人金融先物取引業協会

1. 経緯について

第22回FX幹事会(2017年5月30日開催)の席上、「スプレッド広告表示の適正維持に関するガイドライン(平22.9.3制定、平25.1.1一部改正、以下「ガイドライン」という。)」について、最近のスプレッド広告の状況を鑑み、「最近のスプレッド広告については、各社において議論のあった当初の認識とその後の認識にズレが生じており、そうしたズレを修正するためにルールについて再確認する必要がある。顧客の関心度の高いスプレッド広告に関し、顧客目線でのルールの見直しについて検討してはどうか。」との提案がありました。また、「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会(2018年2月～同年6月の間に6回開催)」では、一部のメンバーから低スプレッドや固定スプレッドを謳う広告に係る問題の指摘(\*注1)があり、当局からはこうした指摘を踏まえた検討が行われるべきとの考え方が示されました。

このような状況下、本協会では関係当局との調整を図りながら、2017年度よりFX幹事会検討テーマとしてガイドラインの見直しについて論点の洗い出しを進め、2019年度から議論の場をワーキング・グループ(2019年9月～2020年3月の間に5回開催(\*注2))に移して検討を重ねた結果、今回の見直し案をまとめるに至りました。

\*注1：店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会議事録より抜粋

<メンバーのコメント>

- ✓ スプレッドが通常は0.3銭固定でやっておられますが、雇用統計のときとかに瞬間的ではございますけれども、著しくスプレッドが、これは今回の事象と総合しても開き過ぎなんじゃないかというようなことがございます。
- ✓ スプレッドを原則固定と謳っているFX業者は多いと思います。しかしながらスプレッドは、マーケットのボラティリティーと極めて密接に関係しているものであり、昨今の過剰流動性相場、要はボラティリティーが低い相場では良いのですが、ボラティリティーが上がったときに、我々カバー先金融機関のスプレッドはそれに応じて広がりますので、スプレッドを固定するFX業者の未カバーポジション保有のリスクが非常に高くなるであろうと認識しております。
- ✓ 過大なスプレッド競争が起きているのではないかと。

\*注2：第1回目から第4回目は招集し、第5回目は書面により審議を行いました。

## 2. 方法等

店頭FX取引のспレッド広告に関する自主規制については、ガイドラインを定め、ガイドラインの要点説明（以下「要点説明」という。）及び「広告等の表示及び景品類の提供に関するQ&A事例集（以下「Q&A事例集」という。）」中で、ガイドラインに基づく具体的な運用に関する協会の考え方（指針）を示しています。会員がспレッド広告を行う場合は、この協会の考え方（指針）を十分理解し、ガイドラインに違反することのないよう留意しなければなりません。

今回の見直しでは、спレッド広告表示の適正性を維持する環境を確保するため、ガイドラインを規則に格上げすることで自主規制の強化を図ります。ガイドラインの規定を引き継ぐものとして、「広告等の表示および景品類の提供に関する自主規制規則第9条に関する細則（以下、「細則」という。）」を制定します。また、これに伴い、要点説明及びQ&A事例集についても所要の見直しを行います。

## 3. 改正案について

### （1）改正案

- ・細則案：ガイドラインとの比較表（別添【資料1】）
- ・細則の要点説明（案）：ガイドラインの要点説明との比較表（別添【資料2】）
- ・Q&A事例集改定案：新旧対照表（別添【資料3】）

### （2）改正案のポイント

- i. 閲覧者の誤認防止を図る⇒【誤認防止策】
- ii. 内部管理体制の充実・強化（細則第7条、8条、9条）
- iii. 広告手法（手段）を制限しない。ただし、上記を守ること。

【誤認防止策】⇒細則第3条、4条、5条、6条

- спレッド実績の公表
  - 毎週、前週から遡って4週分の実績（спレッド提示率、最大値等）を公表する。
  - 実績から判断して広告と異なる（SP提示率が100%を下回る）場合は、その要因を公表する。
- 広告の適正性の確保
  - おとり行為の禁止
  - メリット及びデメリットに関する表示の徹底（有利な側のみを強調しない）
  - 広告種類（\*注）毎にспレッド表示の適正性を判断する基準を明示

\*注：時間限定型、期間限定型、数量限定型

## 4. 今後の日程感（予定）

4月27日 パブリックコメント募集の開始（5月18日まで）

- 6月上旬 自主規制委員会（書面）、理事会付議案件の審議  
6月中旬 理事会（書面）、本細則の制定を決定  
12月中 施行

#### 5. 意見等の募集について

本件については、投資者保護等に関する事案であることから、パブリックコメント手続きを次のとおり実施します。

(1) 公表資料及び公表方法

細則案及び参考資料を一般ホームページに掲載します。

(2) 意見等の募集期間

2020年4月27日から2020年5月18日

(3) 意見等の提出

郵送又は電子メール

(4) 意見等の処理等

意見等を受けて、必要があれば原案の修正等を行います。修正等の内容によっては、再度自主規制部会を開催する場合があります。

なお、原案の趣旨が変わらない範囲での修正等であれば、自主規制部会長に一任とさせていただきます。

(5) 結果の公表

いただいた意見等及びそれに対する協会の考え方等については、一般ホームページに掲載します。

#### 6. 施行後の取組状況の確認等

本細則の制定が決定し、施行された後の会員における取組み状況については、本協会の実地監査等で確認するものとします。

#### 7. その他

特になし

以 上

本件に関するお問い合わせ

総務部

03-5280-0881

広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則第9条に関する細則（案）

（スプレッド広告関係）

2020年〇月〇日制定

（目的）

第1条 この細則は、広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則（以下「広告規則」という。）第9条の規定に基づき、会員が行う店頭外国為替証拠金取引に伴うスプレッド広告に関し、虚偽若しくは誇大な表示を排除し、又は表示されるべき事項を定め、投資者の広告表示内容に対する誤認等を防止し、投資者の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この細則において「店頭外国為替証拠金取引」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第28号の2に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第8項に規定する金融商品取引業から除かれるものを除く。）をいう。

2 この細則において「広告」とは、広告規則第2条に規定する広告等の表示をいう。

3 この細則において「スプレッド」とは、会員が店頭外国為替証拠金取引を行うに際し、顧客に提示する対象通貨の売り（offer）、買い（bid）の価格差をいう。

4 この細則において「スプレッド広告」とは、会員が店頭外国為替証拠金取引について行う広告のうち、具体的な金銭単位等の数値をもってスプレッドが表示された広告をいう。

5 この細則において「おとり行為」とは、広告を行いながら合理的な理由なく広告どおりのスプレッドを顧客に提示せず、又は形式上は広告内容に添った取引を装いながら、実際には顧客に不利となる取引を行うことをいう。

6 この細則において「広告審査担当者」とは、広告規則第7条第1項に規定する広告審査担当者をいう。

7 この細則において「取引時間」とは、顧客との店頭外国為替証拠金取引に関し、契約上取引可能な時間をいう。

8 この細則において「内部管理責任者」とは、金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則（次項において「内部管理責任者等規則」という。）第8条第1項の規定に基づき任命された内部管理責任者をいう。

9 この細則において「内部管理担当役員」とは、内部管理責任者等規則第2条に規定する内部管理担当役員をいう。

（おとり行為の禁止）

第3条 会員は、おとり行為を行ってはならない。

- 2 会員は、おとり行為の未然防止を図るため、顧客の注文を処理し約定を図る過程（以下「注文執行過程」という。）を管理・監督するものとする。
- 3 前項の管理・監督は、注文執行過程に直接関与する部署及び担当者から独立した部署及び担当者により行うものとする。

（広告の審査時の確認事項）

第4条 会員の広告審査担当者は、スプレッド広告の審査を行う際、次の各号に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 広告のスプレッドが適正であること
- (2) スプレッドに関し、投資者に有利な数値のみを強調していないこと
- (3) スプレッドが広告と異なり顧客にとって不利となることがある場合には、当該場合があること及びその具体的な状況を明確に表示していること
- (4) 広告掲載日を表示していること
- (5) 広告に期限がある場合には有効期限を表示していること

（広告掲載中の確認事項）

第5条 会員の広告審査担当者は、スプレッド広告の有効期間中、広告のスプレッドが適正であることを、継続して確認するものとする。

- 2 会員は、前項の確認の結果、広告のスプレッドが適正でないと判断した場合には、当該広告の修正又は中止を速やかに実施し、広告の適正性を確保するものとする。

（スプレッド実績の公表等）

第6条 会員は、スプレッド広告を行う場合は、当該広告の対象とする通貨に関し、次の各号に掲げる事項を毎営業日記録するものとする。

- (1) 取引時間（第2号の時間を除く。）において、顧客に提示したスプレッドが広告内容と合致し、又は広告内容を下回る時間
  - (2) 取引時間において、価格の提示を停止した、又は約定を停止した時間
  - (3) 取引時間において、実際に提示したスプレッドの中で最大であった値
- 2 会員は、前項の記録を基に、営業日毎の前項各号の時間を集計し、毎週金曜日までに、次の各号に掲げる事項を自社のホームページで公表するものとする。
    - (1) 公表日の属する週の前週から遡って4週における前項第1号の時間の累計が、当該4週においてスプレッド広告を行った日の取引時間の累計に占める割合
    - (2) 公表日の属する週の前週から遡って4週における前項第2号の時間の累計
    - (3) 公表日の属する週の前週から遡って4週において前項第3号の値の中で最大となる値
  - 3 前項第1号の割合から判断して、実際に提示したスプレッドが広告と異なっていると認められる場合には、その要因を掲載するものとする。

(記録の保存)

第7条 会員は、スプレッド広告の適正性について事後の検証が行えるよう、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、当該記録の作成から3年間保存するものとする。

- (1) 第3条第2項の規定に基づく管理・監督及びその結果を踏まえた措置
- (2) 第4条の規定に基づく広告の審査の内容
- (3) 第5条第1項の規定に基づく確認及びその結果を踏まえた措置
- (4) 第6条第1項及び同条第2項の各号に掲げる事項

(内部管理責任者等への報告)

第8条 会員は、定期的及び必要に応じて随時に、前条各号に掲げる事項について内部管理責任者に報告するものとする。

- 2 内部管理責任者は、本細則の規定に違反する事実が認められる場合には、速やかにその内容を内部管理担当役員に報告するものとする。

(社内管理体制の整備)

第9条 会員は、スプレッド広告の適正化を図るため、スプレッド広告に関する審査体制、審査基準、審査記録の保存、スプレッド実績の公表及びおとり行為の未然防止を図るための管理・監督等に関する社内規則を整備し、これを役職員に周知し、その遵守を徹底させるものとする。

附 則

この細則は、2020年12月〇日から施行する。

以 上